



2026年7月3日

各 位

会 社 名 株式会社カカコム
 代 表 者 名 代表取締役社長 村上 敦浩
 (コード番号 2371 東証プライム)
 問 合 せ 先 取締役上級執行役員 CFO 粕谷 進一
 (TEL 03-5725-4554)

(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ

当社が 2026 年 5 月 12 日付で公表いたしました「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(当社が 2026 年 5 月 14 日付で公表いたしました「(訂正)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部訂正について」及び同年 7 月 2 日付で公表いたしました「(変更)「Kamgras 1 株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更に関するお知らせ」により訂正又は変更された事項を含みます。)について、その内容の一部に変更すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせいたします。

Kamgras 1 株式会社 (以下「公開買付者」といいます。)による金融商品取引法施行令第 30 条第 1 項第 4 号に基づく要請により当社が公表した 2026 年 7 月 2 日付「Kamgras 1 株式会社による株式会社カカコム (証券コード: 2371) の株券等に対する公開買付けに係る公開買付期間の延長に関するお知らせ」に記載のとおり、公開買付者は、公開買付者が 2026 年 5 月 13 日より開始した当社の株券等に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。)に関して、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、公開買付期間を 2026 年 7 月 16 日まで延長し、合計 47 営業日とすることを決定したとのことです。

なお、変更箇所につきましては下線を付しております。

記

2. 買付け等の概要

(変更前)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月2日まで (37営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき、金3,000円 ① 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで)1個につき、金1円 ② 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで)1個につき、金1円 ③ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで)1個につき、金1円 ④ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで)1個につき、金1円 ⑤ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8

	<p>月5日から2050年8月4日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑥ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑦ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑧ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑨ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑩ 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第19回新株予約権」といいます。)(行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑪ 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第20回新株予約権」といいます。)(行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで) 1個につき、金1円</p> <p>(上記①から⑪の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。)</p>
買付け予定数の下限	34,941,000(株)(注1)
買付け予定数の上限	—(株)

<後略>

(変更後)

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年5月13日から2026年7月16日まで(47営業日)
買付け等の価格	<p>普通株式1株につき、金3,000円</p> <p>⑫ 2016年8月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第8回新株予約権」といいます。)(行使期間は2016年9月2日から2046年9月1日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑬ 2017年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第10回新株予約権」といいます。)(行使期間は2017年8月4日から2047年8月3日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑭ 2018年8月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第11回新株予約権」といいます。)(行使期間は2018年9月4日から2048年9月3日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑮ 2019年7月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第13回新株予約権」といいます。)(行使期間は2019年8月5日から2049年8月4日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑯ 2020年7月15日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第14回新株予約権」といいます。)(行使期間は2020年8月5日から2050年8月4日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑰ 2021年7月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第15回新株予約権」といいます。)(行使期間は2021年8月6日から2051年8月4日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑱ 2021年11月17日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第16回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年12月4日から2028年12月1日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑲ 2022年7月20日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第17回新株予約権」といいます。)(行使期間は2022年8月5日から2052年8月2日まで) 1個につき、金1円</p> <p>⑳ 2023年7月19日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権(「第18回新株予約権」といいます。)(行使期間は2023年8月7日から2053年8月6日まで) 1個につき、金1円</p>

	21 2025年5月21日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第19回新株予約権」といいます。）（行使期間は2029年6月1日から2033年9月30日まで）1個につき、金1円
	22 2025年6月18日開催の当社取締役会の決議に基づいて発行された新株予約権（「第20回新株予約権」といいます。）（行使期間は2027年7月24日から2035年6月17日まで）1個につき、金1円 （上記①から⑩の新株予約権を総称して、以下「本新株予約権」といいます。）
買付け予定数の下限	34,941,000（株）（注1）
買付け予定数の上限	—（株）

<後略>

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由等

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

(変更前)

<前略>

(注1) EQT は、公開買付け期間中に、Kamgras Limited を完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、本公開買付けの決済完了後、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付け親会社の株式の全てを取得する可能性があるとのことです。その場合、当該株式会社は、公開買付け者及び公開買付け親会社の完全親会社となるとのことです。

<中略>

公開買付け者は、本公開買付けにおいて、34,941,000株（所有割合：17.51%）を買付け予定数の下限（注6）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付け予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付け者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付け予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付け予定数の下限（34,941,000株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

① 本公開買付けの実施前

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026年7月9日（予定））

<中略>

③ 本スクイーズアウト手続の実施後（2026年9月下旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026年10月中旬（予定））

（本自己株式取得を適法に実施するために必要となる分配可能額を当社において確保するために行う、公開買付け者を引受人とする無議決権種類株式の第三者割当増資）

<中略>

⑤ 本自己株式取得の実施後（2026年10月下旬（予定））

<中略>

⑥ 本再出資の実施後（2026年10月下旬以降）

<後略>

(変更後)

<前略>

(注1) EQT は、公開買付期間（下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑧他の買付者からの買付機会を確保するための措置」において定義します。以下同じです。）において、本不応募株式に関して、本株式併合（下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。）中に、Kamgras Limited を完全親会社とする、日本法に基づく単独又は複数の株式会社を設立し、公開買付期間の末日の翌日以降、当該株式会社が、直接又は間接に、公開買付者親会社の株式の全てを取得する可能性があるとのことです。その場合、当該株式会社は、公開買付者及び公開買付者親会社の完全親会社となるとのことです。

<中略>

その後、公開買付者は 2026 年 5 月 13 日より本公開買付けを開始いたしましたが、本公開買付け開始後における当社株式の市場株価の状況、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様による本公開買付けへの応募状況並びに今後の応募の見通し等を総合的に勘案し、当社の株主の皆様及び本新株予約権者の皆様に本公開買付けへの応募について更なる判断機会を提供し、本公開買付けの成立可能性を高めるため、2026 年 7 月 2 日、公開買付期間を 2026 年 7 月 16 日まで延長し、合計 47 営業日とすることを決定したとのことです。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、34,941,000 株（所有割合：17.51%）を買付予定数の下限（注6）と設定しており、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わないとのことです。他方、上記のとおり、公開買付者は、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限は設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限（34,941,000 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。

<中略>

なお、本取引を図で表示すると、大要以下のとおりとなるとのことです。

<中略>

① 本公開買付けの実施前

<中略>

② 本公開買付けの実施後（2026 年 7 月 24 日（予定））

<中略>

③ 本スクイズアウト手続の実施後（2026 年 10 月上旬（予定））

<中略>

④ 自己株式取得に向けた資金提供及び減資対応（2026 年 10 月下旬（予定））

（本自己株式取得を適法に実施するために必要となる分配可能額を当社において確保するために行う、公開買付者を引受人とする無議決権種類株式の第三者割当増資）

<中略>

⑤ 本自己株式取得の実施後（2026 年 11 月上旬（予定））

<中略>

⑥ 本再出資の実施後（2026 年 11 月上旬以降（予定））

<後略>

(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置
(変更前)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、37 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及

び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(変更後)

<前略>

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付け期間」といいます。）を法令に定められた最短期間が 20 営業日であるところ、47 営業日に設定しているとのことです。公開買付者は、公開買付け期間を法令に定められた最短期間に照らして比較的長期に設定することにより、当社の株主及び本新株予約権者の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付けの公正性を担保することを企図しているとのことです。

<後略>

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針

(変更前)

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 9 月 上旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

(変更後)

公開買付者は、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて、当社株券等の全て（ただし、本新株予約権の行使により交付される当社株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けの成立後、会社法第 180 条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を開催することを、当社に要請する予定とのことです。本臨時株主総会の開催時期は、本公開買付けの成立時期により異なるものの、現時点では、2026 年 9 月 中旬を予定しているとのことです。当社は、公開買付者からかかる要請を受けた場合には、かかる要請に応じる予定です。なお、公開買付者及び本不応募株主は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

<後略>

以上